

## 美住リサイクルショップ運営委員会傍聴についての定め

1. 傍聴人は、美住リサイクルショップ運営委員会（以下「運営委員会」という。）が傍聴を認めたものとし、受付において自己の氏名を明記し係員の指示に従って着席しなければならない。
2. 傍聴人の数は10名以内とする。ただし、傍聴希望者がそれを超えた場合、委員長は委員にはかり、制限することができる。
3. 危険物を持っている者、酒気を帯びている者等、委員長が運営委員会の運営上支障があると認めるものは、傍聴を許可しない。
4. 傍聴は会議中発言することができない。また、傍聴人は静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
  - (1) 委員会中の写真、ビデオ等の撮影及び録音をしない。
  - (2) 委員会の妨害をしない。
  - (3) 委員会中出入りしない。
5. 傍聴人が前文の規定に違反し、そのため委員会の進行が妨害されたときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場しなければならない。
6. 委員長は委員にはかり、その過半数が必要と認めたときは、その日の委員会の全部又は一部を非公開とすることができる。
7. 傍聴人は、この委員会で傍聴した内容を特定の委員名等をあげて中傷してはならない。

(附則)

平成21年1月13日の委員会にて決定し、同日より施行する。

(附則)

平成26年1月7日の委員会にて決定し、同日より施行する。